

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令及びプラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示の一部改正案について寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

- 1 意見・情報の募集の実施状況
実施期間：平成 30 年 1 月 11 日から平成 30 年 1 月 15 日まで
提出意見：3 通（計 3 件）
- 2 御意見及びそれに対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>本改正に賛成である。 必要な措置と思われた。</p> <p>なお、植物防疫法 17 条 2 項では 「農林水産大臣は、前項の規定による防除をするには、その三十日前までに次の事項を告示しなければならない。」との定めがあるが、しかし、当方は、この期間は、緊急時は 3 日前等にして良いのではないかと考える。 植物の病害防除は初動が肝心と思われるが、30 日前までに告示しなければならないとするのはあまりに遅いので、3 日前までは無理としても（これは短過ぎるかもしれないと考える。）、特に必要ある場合は、せめて、2 週間までは縮めていただきたく思うので、国には、対応の緊急性が求められる事を理由として、30 日間からの期間の短縮を行うよう、法律（植物防疫法）を改正していただきたく思う。</p>	<p>ご指摘のとおり、緊急防除は 30 日前までに告示を行うことが植物防疫法第 17 条第 2 項で定められています。</p> <p>一方、同法第 18 条第 2 項においては 「前条第 1 項の場合において、緊急に防除を行う必要があるため同条第 2 項の規定によるいとまがないときは、農林水産大臣は、その必要の限度において、同項の規定による告示をしないで、前項第 3 号の命令をし、又は植物防疫官に有害動物若しくは有害植物が附着し、若しくは附着しているおそれがある植物若しくは容器包装の消毒、除去、廃棄等の措置をさせることができる。」と定められており、状況によっては告示をすることなく緊急防除を実施することも可能となっています。</p>
2	<p>(1) 意見募集期間があまりにも短かすぎる。今回改定された地域ごとに、住民への説明会が、いつどこで行われたか。その時の出席者はそれぞれ何名だったかを明らかにされたい。</p>	<p>(1) について 公示資料 9 で記載したとおり、本件は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 1 号の「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第 1 項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。」に該当し、必ずしも事前に案を公示して意見の募集を行う必要はないと考えられますが、国民の皆様から広く意見・情報を伺うことが有益であると考え、同法第 40 条第 1 項の規定に基づき必要最小限の期間を設定し、あらかじめ意見・情報の募集を行うこととしたものです。また、上記の理由から住民説明会は実施しておりません。</p>

<p>(2) 今回改定された地域ごとに、改定根拠となるデータを開示されたい。 また、詳細を開示しないで、拙速に、アブラムシ対策の農薬散布を実施することのないよう指導されたい。</p> <p>(3) 青梅市では、毎回「住宅地等における農薬使用について」(以下、住宅地通知という)が遵守されないで、アブラムシ対策の農薬散布が、実施されている。住宅地通知を守らない防除業者は、散布する資格がないので、以後は入札からはずすよう指導されたい。</p> <p>(4) 当該各自治体には、ppv対策の住民説明会、万一、住宅地域で農薬散布する場合は、住宅地通知に基づき、事前通知の実施や散布地域住民の了解を義務付けることを目的とした、条例や要領、要綱を制定するよう指導されたい。</p> <p>(5) 前記の条例や要領、要綱を制定しない自治体や住宅地通知を遵守しなかった自治体、実施主体、防除者には、国からの補助金を返還させることを明記した通知・告示等を発出されたい。</p> <p>(6) 万一、農薬散布で住民の健康被害がでた場合は、速やかに公表し、国の責任で、環境調査や治療等を行い、当該地区の自治体に補助金を返還させるとともに、以後、補助金の交付を中止すべきである。</p>	<p>(2) について 今回の改正においては、植物病理学の専門家等を参集した対策検討会での結果を踏まえ、「プラムポックスウイルスの緊急防除の実施について」(平成22年2月17日付け21消安第12215号農林水産省消費・安全局長通知)の第9及び第12に定める基準に基づき、調査範囲内において半径500mの円を超えて自然感染によるものと考えられる感染植物が連続して確認され、感染の範囲が広範にわたる地域を防除区域に追加し、3年間連続して感染植物が確認されなかった地域を防除区域から除外することとしています。平成29年度における各地域ごとの調査結果は農林水産省ホームページで公表しておりますが、個別詳細な調査結果は個人情報報の特定につながるおそれがあるため公開しておりません。</p> <p>(3) について 業務委託先の適格性の審査については青梅市が実施しております。法令違反が確認された事業者であれば、青梅市が入札参加資格を取り消すこととなります。</p> <p>(4～6) について 住民説明会は各自治体の判断に応じて適宜実施されております。また、「プラムポックスウイルスの緊急防除の実施について」の第8の2においては「集中防除の実施に当たって農薬を使用するときは、『住宅地等における農薬使用について』(平成25年4月26日付け25消安第175号消費・安全局長・環水大土発第1304261号環境省水・大気環境局長通知)を十分に踏まえ実施すること」と明記しており、各自治体は環境及び安全に配慮した適切な防除を実施していると考えております。</p>
<p>3 (1) このウイルスによる感染はすでに各地に飛び火しており、ウイルスの囲い込みがすでに破綻した状態である。感染樹の「廃棄措置」も地域によっては「即時伐採」がなされておらず、とてもルーズな対応である。第39条第4項第1号の「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため」このパブリックコメントは必要最小限の期間を設けたというが、緊急性があるも</p>	<p>(1) について 平成21年のプラムポックスウイルスの国内初発見以降、農林水産省は全国調査を実施し、発生地域を特定するとともに主要な果樹生産地域等の清浄性を確認しています。確認された発生地域については植物病理学の専門家等を参集した対策検討会において適切な対策を検討し、早期根絶及びまん延防止を図るため植物防疫</p>

のにはまったく当てはまらない。第 39 条 1 項、3 項に従い正当な「意見提出期間」を設け、パブリックコメントをやり直すべきである。

(2) 「感染が広範にわたる」と認められた地域が新たに防除区域に定められたが、何をもってそう判断したかの説明やデータが無い。感染樹の数、ウイルスを持ったアブラムシの個体数の調査結果等々、地域ごとに、その根拠とされたデータの開示を求める。

(3) 同じく、「根絶が確認された」地域が防除区域から除外されたが、何をもって除外したのかの説明やデータが無い。地域ごとに、その根拠とされたデータの開示を求める。

(4) 青梅市内では主に梅の木に対して、住宅街においても、「住宅地通知」を守らない大変杜撰な農薬の散布が繰り返し行われている。梅の木には未だに、「果実への顕著な症状は見られていない」という事であり、梅の実を生産する農家にも影響がないものと考えられる。人体や生態系に多大な影響を及ぼす住宅街での農薬の散布は、即刻中止すべきである。

法に基づく緊急防除を実施しています。また、感染植物についてはまん延を防止するため、早期伐採に努めております。

感染植物の伐採は防除区域の指定に先行して実施しており、防除区域の指定は感染植物を即時伐採するために行うものではありません。しかし、プラムポックスウイルスのまん延を防止するためには、感染が確認された地域を早急に緊急防除区域に指定し、宿主植物の持ち出しを規制する必要があると考えております。このため、行政手続法第 39 条第 4 項第 1 号の規定に基づき必ずしも事前に案を公示して意見の募集を行う必要はないと考えられるものの、国民の皆様から広く意見・情報を伺うことが有益であると考え、同法第 40 条第 1 項の規定に基づき必要最小限の期間を設定し、あらかじめ意見・情報の募集を行うこととしたものです。

(2～3) について

今回の改正においては、植物病理学の専門家等を参集した対策検討会での結果を踏まえ、「プラムポックスウイルスの緊急防除の実施について」(平成 22 年 2 月 17 日付け 21 消安第 12215 号農林水産省消費・安全局長通知) の第 9 及び第 12 に定める基準に基づき、調査範囲内において半径 500m の円を超えて自然感染によるものと考えられる感染植物が連続して確認され、感染の範囲が広範にわたる地域を防除区域に追加し、3 年間連続して感染植物が確認されなかった地域を防除区域から除外することとしています。平成 29 年度における各地域ごとの感染植物の発見状況は農林水産省ホームページで公表しておりますが、個別詳細な調査結果は個人情報の特定につながるおそれがあるため公開しておりません。

(4) について

青梅市は委託業者に対して、関連法規の遵守、安全に配慮した農薬散布の実施を指導していると把握しております。

また、プラムポックスウイルスの宿主範囲にはウメ以外にもモモやスモモ等の重要な果樹類が含まれており、日本国内へのまん延を防ぐためには発生地域において感染植物の伐採やウイルスを媒介するアブラムシの防除を実施する必要があると判断しています。